



金沢市公報

号外第4号

平成22年(2010年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●条 例			
○金沢市芸術文化ホール条例 (文化政策課)	1	共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例 ()	28
○金沢湯涌江戸村条例 (歴史建造物整備課)	10	○金沢市異業種研修会館条例の一部を改正する条例 (ものづくり政策課)	28
○金沢市における学生のまちの推進に関する条例 (市民参画課)	13	○金沢市生きがい情報作業センター条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	29
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)	17	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (医療保険課)	29
○市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 ()	17	○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 (環境指導課)	30
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ()	18	○金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例 (市街地再生課)	30
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (財政課)	20	○金沢市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (歩ける環境推進課)	31
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 ()	20	○金沢市建築基準条例及び金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	32
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	25	○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 ()	32
○金沢歌劇座条例の一部を改正する条例 (文化政策課)	26	○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課)	41
○金沢市立安江金箔工芸館条例の一部を改正する条例 ()	27	○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	41
○金沢市文化施設及び歴史的観光施設における			

条 例

金沢市芸術文化ホール条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第2号

金沢市芸術文化ホール条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資するため、芸術文化ホールを設置する。

(名称及び位置)

第2条 芸術文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
金沢歌劇座	金沢市下本多町6番丁27番地
金沢市文化ホール	金沢市高岡町15番1号
金沢市アートホール	金沢市本町2丁目15番1号

(運営)

第3条 芸術文化ホールは、前条に掲げる施設相互の密接な連携により、一体的に運営されなければならない。

(事業)

第4条 芸術文化ホールは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歌劇、音楽、舞踊その他の芸術文化に関する活動の企画及び実施に関すること。
- (2) 芸術文化に関する活動を担う人材の育成に関すること。
- (3) 子どもたちの感性及び創造力を育む講座等の開催に関すること。
- (4) 芸術文化ホールの施設及び設備の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第5条 芸術文化ホールに、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間等)

第6条 芸術文化ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、金沢歌劇座の屋外広場の使用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間又は使用時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 芸術文化ホールの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

区 分	休 館 日
金沢歌劇座（屋外広場を除く。）	(1) 第1水曜日及び第3水曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、これらの日の直後の休日以外の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
金沢市文化ホール及び金沢市アートホール	(1) 第2水曜日及び第4水曜日（これらの日が休日に当たるときは、これらの日の直後の休日以外の日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の承認)

第8条 芸術文化ホールを使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、芸術文化ホールの使用を承認し

ないものとする。

- (1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
 - (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。
- (使用の承認の取消し等)

第10条 市長は、第8条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、芸術文化ホールの使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第11条 使用者は、金沢歌劇座の使用にあつては別表第1に、金沢市文化ホールの使用にあつては別表第2に、金沢市アートホールの使用にあつては別表第3にそれぞれ定める使用料（以下「使用料」という。）を、使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

- (1) 金沢歌劇座の屋外広場を駐車のため車単位で使用する場合
- (2) その他市長が相当の理由があると認める場合

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(模様替等の承認)

第14条 使用者は、芸術文化ホールの使用に際し、芸術文化ホールの設備の模様替をし、又は特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、使用の承認によって生ずる権利を譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(使用上の注意及び義務)

第16条 使用者は、芸術文化ホールの使用について使用の承認の条件に基づく注意及び義務を怠ってはならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、芸術文化ホールの使用を終えたとき、又は第10条の規定による使用の停止を命ぜられたときは、直ちに芸術文化ホールを原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害の賠償)

第18条 芸術文化ホールを利用する者は、芸術文化ホールの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(本市の免責)

第19条 本市は、この条例の規定に基づく処分によって、使用者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第20条 芸術文化ホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に定める事業の実施に関すること。
- (2) 芸術文化ホールの使用の承認に関すること。
- (3) 芸術文化ホールの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他芸術文化ホールの管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第22条 指定管理者は、芸術文化に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて芸術文化ホールの設置の目的を達成することができるものでなければならない。

- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると認めるものを選考するものとする。
- 3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、芸術文化ホールの設置の目的を効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第23条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第24条 指定管理者の役員及び職員は、芸術文化ホールの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 芸術文化ホールの管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができ

る。

3 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 金沢歌劇座条例（昭和37年条例第4号）
- (2) 金沢市文化ホール条例（昭和57年条例第2号）
- (3) 金沢市アートホール条例（平成5年条例第40号）

4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の金沢歌劇座条例第4条、金沢市文化ホール条例第6条又は金沢市アートホール条例第6条の規定により、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の芸術文化ホールの使用についてその承認を受けている者は、第8条の規定により芸術文化ホールの使用の承認を受けた者とみなす。

5 施行日前に既に納入のあった施行日以後の芸術文化ホールの使用に係る使用料の額については、別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第11条関係）

金沢歌劇座の使用料

その1 施設使用料

1 基本使用料

区分		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
				（午前9時から正午まで）	（午後1時から午後5時まで）	（午後6時から午後10時まで）	（午前9時から午後10時まで）
ホ ー ル	平日			24,150円	46,200円	60,900円	115,500円
	日曜日、土曜日及び休日			32,550円	59,850円	75,600円	150,150円
楽 屋	第1楽屋			630円	1,260円	1,365円	2,940円
	第2楽屋			630円	1,260円	1,365円	2,940円
	第3楽屋			420円	945円	1,050円	2,205円
	第4楽屋			840円	1,680円	1,995円	4,095円
	楽屋A			840円	1,785円	1,995円	4,200円
	楽屋B			945円	1,890円	2,100円	4,410円
	楽屋C			630円	1,260円	1,365円	2,940円
	楽屋D			630円	1,260円	1,365円	2,940円
大 集 会 室	全室を使用する場合			17,850円	29,400円	32,550円	67,200円
	区分して使 用する場合	第1区画		11,025円	17,850円	19,950円	42,000円
		第2区画		5,040円	8,190円	9,135円	18,900円
	第1会議室			1,680円	2,625円	2,940円	6,195円

会 議 室	第2会議室	1,575円	2,520円	2,940円	5,985円
	第3会議室	2,415円	3,780円	4,200円	8,820円
	第4会議室	2,625円	4,095円	4,620円	9,660円
	第5会議室	2,625円	4,095円	4,620円	9,555円
	第6会議室	2,520円	3,885円	4,410円	9,135円
	第7会議室	2,625円	4,095円	4,725円	9,765円
	第8会議室	1,260円	1,890円	2,205円	4,515円
	第9会議室	5,985円	9,450円	10,605円	22,155円
	第10会議室	3,675円	5,775円	6,510円	13,650円
談話室		3,780円	5,775円	6,510円	13,650円
練習室		1,050円	2,100円	2,415円	4,935円
大練習室		3,675円	7,455円	8,505円	17,430円
屋 外 広 場	面積単位で使用する場 合	午前8時から午後10時まで 1区画につき1,050円 午後10時から翌日の午前8時まで 1区画につき 1,050円			
	車単位で使用する場 合	1台当たり初めの1時間を250円とし、以後30分につ き150円とする。ただし、午後10時から翌日の午 前8時までの間の使用料の額が、1,000円を超える ときは、その間の使用料の額については、1,000円 とする。			

2 使用者が、1,000円を超える入場料その他これに類する料金（その額に段階があるときは、最高の額とする。以下「入場料等」という。）を徴収する場合の施設使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

- (1) 入場料等の額が4,000円以下の場合 10割
- (2) 入場料等の額が4,000円を超える場合 15割

3 使用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料又は1,000円以下の入場料等で入場させる場合の施設使用料は、基本使用料に5割を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

4 超過時間の施設使用料は、1時間につき直前の使用時間区分（午前9時前は、午前の区分）における前3項の規定による額の3割に相当する額とする。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

5 使用者が、ホールを専ら公演等の練習、準備等のために使用する場合の施設使用料は、その使用に係る使用時間区分に対する基本使用料の7割に相当する額とする。ただし、午後10時から翌日の午前9時までの間における施設使用料は、1時間につき21,000円とする。

6 使用者が冷房又は暖房の装置を使用する場合は、基本使用料の2割5分に相当する額（ホールを使用する場合にあっては、1時間につき6,825円）を別に徴収する。

7 第2項から第4項までの規定は、屋外広場を使用する場合の施設使用料には適用しない。

その2 附属設備使用料

規則で定める額

摘要

1 この表のその1の各項及びその2の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。

2 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2（第11条関係）

金沢市文化ホールの使用料

その1 施設使用料

1 基本使用料

区分		使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
ホール	平日	16,485円	31,500円	35,700円	75,600円		
	日曜日、土曜日及び休日	20,580円	39,480円	44,625円	94,500円		
楽屋	第1楽屋	840円	1,680円	1,890円	4,095円		
	第2楽屋	840円	1,785円	1,995円	4,305円		
	第3楽屋	1,155円	2,310円	2,625円	5,670円		
	第4楽屋	735円	1,470円	1,680円	3,675円		
	第5楽屋	735円	1,575円	1,785円	3,780円		
	第6楽屋	735円	1,575円	1,785円	3,780円		
	第7楽屋	840円	1,680円	1,890円	4,095円		
練習室	第1練習室	2,520円	4,830円	5,460円	11,550円		
	第2練習室	1,155円	2,310円	2,625円	5,670円		
	第3練習室	1,050円	2,205円	2,520円	5,250円		
	第4練習室	1,260円	2,415円	2,730円	10,185円		

会 議 室	第1会議室	2,730円	4,200円	4,725円	10,080円
	第2会議室	3,255円	5,040円	5,670円	12,180円
	第3会議室	2,730円	4,200円	4,725円	10,080円
	第4会議室	5,460円	8,400円	9,450円	20,160円
	第5会議室	3,990円	6,090円	6,930円	14,700円
	第6会議室	3,990円	6,090円	6,930円	14,700円
談話室		1,995円	3,150円	3,570円	7,560円
大集会室		1時間につき 10,500円			
パントリー		1時間につき 2,100円			
大会議室（控室を含む。）		15,855円	24,360円	27,510円	58,275円
大会議室の控室のみを使用する場合		2,100円	3,255円	3,675円	7,875円
茶室		2,620円	3,490円	4,360円	9,000円
展示ギャラリー		1日につき 20,580円			

2 使用者が、1,000円を超える入場料等を徴収する場合の施設使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

(1) 入場料等の額が3,000円以下の場合 10割

(2) 入場料等の額が3,000円を超える場合 15割

3 使用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料又は1,000円以下の入場料等で入場させる場合の施設使用料は、基本使用料に5割を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

4 超過時間の施設使用料は、1時間につき直前の使用時間区分（午前9時前は、午前の区分）における前3項の規定による額の3割に相当する額とする。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

5 使用者が、ホールを専ら公演等の練習、準備等のために使用する場合の施設使用料は、その使用に係る使用時間区分に対する基本使用料の7割に相当する額とする。ただし、午後10時から翌日の午前9時までの間における施設使用料は、1時間につき15,750円とする。

6 使用者が、大集会室を準備等のために使用する場合の施設使用料は、基本使用料の7割に相当する額とする。

7 使用者が冷房又は暖房の装置を使用する場合は、基本使用料の2割5分に相当する額（ホール（楽屋を含む。）を使用する場合にあっては、1時間につき6,825円）を別に徴収する。

その2 附属設備使用料
規則で定める額

摘要

- この表のその1の各項及びその2の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 前項の使用料の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第3（第11条関係）

金沢市アートホールの使用料

その1 施設使用料

1 基本使用料

区分		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から正午まで)	午後1時から午後5時まで)	午後6時から午後10時まで)	午前9時から午後10時まで)		
ホール	平日	14,385円	27,615円	31,290円	66,150円		
	日曜日、土曜日及び休日	18,795円	36,015円	40,740円	86,100円		
楽屋	第1楽屋	735円	1,470円	1,680円	3,465円		
	第2楽屋	735円	1,470円	1,680円	3,465円		

2 使用者が、1,000円を超える入場料等を徴収する場合の施設使用料は、基本使用料に次の割合を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

- 入場料等の額が2,000円以下の場合 3割
- 入場料等の額が2,000円を超え4,000円以下の場合 5割
- 入場料等の額が4,000円を超える場合 10割

3 使用者が、営業の宣伝その他これに類する目的をもって無料又は1,000円以下の入場料等で入場させる場合の施設使用料は、基本使用料に3割を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

4 超過時間の施設使用料は、1時間につき直前の使用時間区分（午前9時前は、午前の区分）における前3項の規定による額の3割に相当する額とする。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

5 使用者が、ホールを専ら公演等の練習、準備等のために使用する場合の施設使用料は、その使用に係る使用時間区分に対する基本使用料の7割に相当する額とする。

その2 附属設備使用料

規則で定める額

摘要

- この表のその1の各項及びその2の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 前項の使用料の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に

基づく地方消費税の額を含んだ額である。

金沢湯涌江戸村条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第3号

金沢湯涌江戸村条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、江戸期の建造物等で文化財であるもの（以下「文化財建造物等」という。）を保存し、及び広く市民に公開することにより、歴史及び文化に対する理解を深めるとともに、市民が学習、文化活動等を行う場として利用に供し、もって文化の向上に資するため、江戸村を設置する。

(名称及び位置)

第2条 江戸村の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢湯涌江戸村
- (2) 位置 金沢市湯涌荒屋町35番地1

(職員)

第3条 金沢湯涌江戸村（以下「江戸村」という。）に、村長その他必要な職員を置く。

(開園時間)

第4条 江戸村の開園時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休園日)

第5条 江戸村の休園日は、火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園することができる。

(入園料)

第6条 江戸村に入園しようとする者は、別表第1に定める入園料を納入しなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

2 入園料は、入園の際に納入しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、入園料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用の承認)

第7条 旧平家住宅その他の別表第2に掲げる施設（以下「旧平家住宅等」という。）を独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、旧平家住宅等の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。
(使用の承認の取消し等)

第9条 市長は、第7条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、旧平家住宅等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。
(使用料)

第10条 使用者は、別表第2に定める旧平家住宅等の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(入園料等の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、入園料及び使用料（以下「入園料等」という。）を減免することができる。

(入園料等の還付)

第12条 既納の入園料等は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の入園料等の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第13条 江戸村を利用する者は、江戸村の建物、設備、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 江戸村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 江戸村の文化財建造物等の保存及び活用に関すること。
- (2) 旧平家住宅等の使用の承認に関すること。
- (3) 江戸村の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他江戸村の管理上市長が必要があると認める業務

(指定管理者の指定)

第16条 指定管理者は、文化財建造物等の保存及び活用に関する専門的な知識を有するとともに、前条に定める業務の実施を通じて江戸村の設置の目的を達成することができるものでなければならない。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ前項の規定に該当すると

認めるものを選考するものとする。

3 前項の規定により市長が選考したもののうち、指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申し出なければならない。

4 市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を審査のうえ、江戸村の設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができるものと認めるものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の告示)

第17条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(守秘義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、江戸村の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定管理者の役員又は職員でなくなった後も、同様とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 江戸村の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「文化施設及び歴史的観光施設の常設の展示資料を一定期間内において自由に観覧する」を「一定期間内において自由に文化施設及び歴史的観光施設の常設の展示資料を観覧し、又は文化施設に入園する」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(13) 金沢湯涌江戸村

第3条第4項中「観覧する」を「観覧し、又は文化施設に入園する」に改める。

第4条中「観覧しよう」を「観覧し、又は文化施設に入園しよう」に、「及び金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）第6条第1項」を「、金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）第6条第1項及び金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）第6条第1項」に、「及び観覧料（」を「、観覧料及び入園料（」に改める。

第7条中「観覧する」を「観覧し、又は文化施設に入園する」に改める。

別表第1（第6条関係）

区 分		金 額	備 考	
入園料	団 体	1人につき 250円 (高齢者にあつては、200円)	団体とは代表者又は責任者を有する20人以上の集まりを、高齢者とは65歳以上の者をいう。	
	個人	高 齢 者		200円
		高齢者以外の者		300円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2（第7条、第10条関係）

使用時間区分 区 分	午 前 (午前9時から正 午まで)	午 後 (午後1時から午 後5時30分まで)	全 日 (午前9時から午 後5時30分まで)
旧平家住宅	550円	1,050円	1,600円
旧高田家住宅	450円	950円	1,400円
旧野本家住宅	900円	1,700円	2,600円
旧松下家住宅	700円	1,400円	2,100円
旧永井家住宅	800円	1,500円	2,300円
旧鯖波本陣石倉家住宅	1,150円	2,250円	3,400円
旧山川家住宅	1,150円	2,250円	3,400円

摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

金沢市における学生のまちの推進に関する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第4号

金沢市における学生のまちの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 学生のまちの推進に関する基本的な施策等（第9条—第18条）

第3章 学生のまちの推進に対する支援等（第19条・第20条）

第4章 学生のまちの推進体制（第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

私たちのまち金沢は、明治期に、加賀藩の藩校を源流とした金沢医学館や旧制第四高等学校などが開学し、以後、数多くの高等教育機関を擁する学術文化都市として発展してきた。また、国内外から多数の学生が集まり、金沢のまちを学び舎として自らの知恵、能力、人間性を磨くことにより、学術、文化、経済など広く各界に俊英を輩出してきた。

学生たちは、まちなかに集い、市民と憩い、談論風発するなど、日々の暮らしにおいて学生と市民とが相互に交流する姿は、にぎわいと活力の象徴として、「学生のまち・金

沢」の歴史を刻み、今日に至っている。

このような背景を踏まえ、未来に向けたまちづくりにおいて、地域社会が可能性豊かな学生を育み、学生と市民との相互の交流や学生と金沢のまちとの関係を深めながら、学生のまちとしての金沢の個性と魅力をさらに磨き高めていくことは、健全で活力に満ちた地域社会を実現し、金沢のまちが持続的に発展するうえで重要である。

ここに、私たちは、学生のまちとしての伝統と誇りを継承発展させることにより、金沢を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、学生のまちとしての本市の個性と魅力を磨き高めるまちづくりの推進（以下「学生のまちの推進」という。）について、基本理念を定め、並びに学生、市、市民、町会その他の地域コミュニティに関する活動に係る団体（以下「町会等」という。）、高等教育機関及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、総合的に学生のまちの推進を図り、もって健全で活力に満ちた地域社会の実現と本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生のまち 固有の自然、歴史、文化等とこれらのもとで醸成されてきた地域コミュニティを大切にする土壌を生かして、学生がまちを学びの場又は交流の場としながら、まちなかに集い、市民と親しく交流し、及び地域における活動等に取り組むほか、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市が一体となって学生の地域における生活、自主的な活動等を支援することにより、学生と市民との相互の交流及び学生とまちとの関係が深まり、にぎわいと活力が創出されるまちをいう。
- (2) 学生 高等教育機関に在学する者をいう。
- (3) 高等教育機関 大学、高等専門学校、専門課程を置く専修学校その他の高等教育を行う機関をいう。
- (4) 地域コミュニティ 一定の区域内に居住する者相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりをいう。

(基本理念)

第3条 学生のまちの推進は、地域社会全体で学生を育む社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。

- 2 学生のまちの推進は、その主体は学生であるという認識のもとに、学生の自主性を尊重しながら、その自主的な活動を促進することを基本として行われなければならない。
- 3 学生のまちの推進は、学生、市、市民、町会等、高等教育機関及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

(学生の役割)

第4条 学生は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らが学生のまちの推進の主体であることを認識し、社会的なマナーや決まりを遵守するとともに、地域コミュニティへの参加、金沢のまちについての理解を深めること等を通

じて、本市が学生のまちとして持続的に発展していくために協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、基本理念にのっとり、学生のまちの推進を図るために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に学生、市民、町会等、高等教育機関及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、学生のまちの推進に関し、町会等、高等教育機関、関係行政機関等と密接な連携を図るとともに、学生、市民、町会等、高等教育機関及び事業者が行う学生のまちの推進に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう必要な調整を行うものとする。

(市民及び町会等の役割)

第6条 市民及び町会等は、基本理念にのっとり、学生が参加しやすい開かれた活動の実施と当該活動への参加の呼びかけ、学生の地域における生活の支援等を通じて、日常生活等における学生との交流が深まるよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第7条 高等教育機関は、基本理念にのっとり、学生の地域コミュニティへの参加及び自主的な活動の促進、学生との協働による教育研究成果その他の知的資源を生かした地域貢献活動の推進等を通じて、学生と市民との相互の交流及び学生と金沢のまちとの関係が深まるよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、学生の自主的な活動に対する支援、職場体験活動の実施等を通じて、学生の社会参加を支援するよう努めるとともに、本市が実施する学生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 学生のまちの推進に関する基本的な施策等

(交流の促進等)

第9条 市は、学生のまちの推進に積極的に取り組むため、まちなかにおける学生相互又は学生と市民との相互の交流及び情報交換の促進、学生が地域における活動等に参加する機会の提供その他必要な施策を実施するものとする。

(自主的な活動に対する支援)

第10条 市は、高等教育機関、事業者等と連携しながら、学生の自主的な活動を支援するために必要な施策を実施するものとする。

(学習機会の提供等)

第11条 市は、金沢のまちについての学生の理解を深めるため、学生が金沢固有の歴史、文化等にふれあい、又はこれらについて学習することができる機会を提供するものとする。

(相談体制の整備)

第12条 市は、町会等、高等教育機関等と連携しながら、学生からの日常生活等に関する相談体制の整備を図るものとする。

(普及啓発)

第13条 市は、学生のまちの推進についての学生、市民等の理解と関心を深めるため、その普及啓発に努めるものとする。

(金沢学生のまち推進週間)

第14条 市は、学生、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市が一体となって学生のまちの推進を図るため、金沢学生のまち推進週間を定めるものとする。

(金沢まちづくり学生会議)

第15条 学生は、市と協働して学生のまちの推進を図るため、学生で構成する金沢まちづくり学生会議（以下「学生会議」という。）を組織することができる。

2 学生会議は、学生のまちの推進に関し、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 学生の意識の高揚を図ること。

(2) 学生相互又は学生と市民との相互の交流及び学生の自主的な活動を促進するための施策を企画し、及び実施すること。

(3) その他学生会議が必要があると認める活動

(学生のまち地域推進団体)

第16条 学生、市民、町会等、高等教育機関及び事業者は、当該地域において、これらの中で構成する学生のまちの推進を図るための団体（以下「地域推進団体」という。）を組織することができる。

(学生のまち地域推進計画)

第17条 地域推進団体は、当該地域における学生のまちの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定することができる。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 名称

(2) 対象となる地域

(3) 目標及び基本方針

(4) 自主的な取組に関する事項

(5) その他必要な事項

(学生のまち地域推進協定)

第18条 地域推進団体は、前条の規定により推進計画を策定したときは、市長と当該地域における学生のまちの推進に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

2 市長は、協定を締結したときは、当該協定の締結に係る地域推進団体に対し、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

第3章 学生のまちの推進に対する支援等

(援助)

第19条 市長は、前条第2項に定めるもののほか、学生のまちの推進を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第20条 市長は、学生のまちの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

第4章 学生のまちの推進体制

(金沢学生のまち推進会議)

第21条 学生、市民、町会等、高等教育機関、事業者及び市は、それぞれの役割に基づいて学生のまちの推進を図るため、金沢学生のまち推進会議（以下「推進会議」という。）を組織するものとする。

2 推進会議は、この条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

3 推進会議は、学生会議、地域推進団体、関係行政機関等と密接な連携を図るため、これらの団体等をその構成員として加えることができる。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第5号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「2,180人」を「2,088人」に、「420人」を「418人」に、「391人」を「386人」に、「19人」を「18人」に、「5人」を「7人」に、「3,440人」を「3,342人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第6号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成22年3月31日まで」を「平成23年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第7号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条中「ときは」の次に「、服務等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第16条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(服務等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が定めるものを除く。以下この条において同じ。)の時間と服務等条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(市長が定める時間を除く。)との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、服務等条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 服務等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する市長の定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、服務等条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第2項に規定する市長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長の定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(職員の服務等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「前条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、勤務日等（第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第10条第1項において同じ。）で規則で定める期間内にあるもの（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第15条第3項中「（昭和26年条例第7号）」を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表第16条第1項の項の次に次のように加える。

第16条第4項	前項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第17条第1項
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第17条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

第21条第1項の表第16条第1項の項の次に次のように加える。

第16条第4項	前項	職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）第21条第1項
第16条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に

	<p>関する条例第21条第1項の規定により読み替えられた第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする</p>
--	---

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第8号

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市民スポーツ振興基金の項及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の項を削り、同表に次のように加える。

庁舎等整備再編積立基金	庁舎等の整備再編に充てる資金を積み立てるため。
スポーツ施設整備積立基金	スポーツ施設の整備に充てる資金を積み立てるため。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定中介護従事者処遇改善臨時特例基金の項を削る部分は、規則で定める日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第9号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第116号の3の項を次のように改める。

(116)の3 長期優良住宅	認定申請に係る長期優良住宅	認定申請に係る建築物（以下この号	1住戸につき 6,000円
----------------	---------------	------------------	---------------

<p>の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第116号の5において「登録住宅性能評価機関」という。）が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。）の添付がある場合</p>	<p>において「認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合</p>	
		<p>認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合</p>	<p>1住戸につき 12,000円を認定申請建築物について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合</p>	<p>1住戸につき 21,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合</p>	<p>1住戸につき 31,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合</p>	<p>1住戸につき 57,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合</p>	<p>1住戸につき 100,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合</p>	<p>1住戸につき 160,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）</p>
		<p>認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下であ</p>	<p>1住戸につき 200,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数が</p>

	る場合	あるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 210,000円を同時申請住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
適合証の添付がない場合	認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 45,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 110,000円を同時申請住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 170,000円を同時申請住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 340,000円を同時申請住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 600,000円を同時申請住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 1,000,000円を同時申請住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 1,900,000円を同時申請住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)

	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 2,700,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 3,300,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

別表第116号の5の項を次のように改める。

(116)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請（以下この号において「変更認定申請」という。）に対する審査（同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（登録住宅性能評価機関が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。）の添付がある場合	変更認定申請に係る建築物（以下この号において「変更認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 6,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 12,000円を変更認定申請建築物について現に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けている住戸の数の合計数（以下この号において「既認定住戸数」という。）で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
		変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 21,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
		変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 31,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 57,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 100,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 160,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 200,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 210,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
適合証の添付がない場合	変更認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 26,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 59,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 96,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が	1住戸につき 180,000円を既認定住戸数で除して得た金額

	11以上30以下である場合	(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 330,000円を既認定住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 570,000円を既認定住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 1,000,000円を既認定住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 1,500,000円を既認定住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 1,800,000円を既認定住戸数で除して得た金額 (この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第10号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市夕日寺公民館の項を次のように改める。

金沢市夕日寺公民館

金沢市夕日寺町口35番地

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢歌劇座条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第11号

金沢歌劇座条例の一部を改正する条例

金沢歌劇座条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表を次のように改める。

区 分		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
				(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後10時まで)	(午前9時から午後10時まで)
ホ ー ル	平日			24,150円	46,200円	60,900円	115,500円
	日曜日、土曜日及び休日			32,550円	59,850円	75,600円	150,150円
楽 屋	第1楽屋			630円	1,260円	1,365円	2,940円
	第2楽屋			630円	1,260円	1,365円	2,940円
	第3楽屋			420円	945円	1,050円	2,205円
	第4楽屋			840円	1,680円	1,995円	4,095円
	楽屋A			840円	1,785円	1,995円	4,200円
	楽屋B			945円	1,890円	2,100円	4,410円
	楽屋C			630円	1,260円	1,365円	2,940円
	楽屋D			630円	1,260円	1,365円	2,940円
大 集 会 室	全室を使用する場合			17,850円	29,400円	32,550円	67,200円
	区分して使 用する場合	第1区画		11,025円	17,850円	19,950円	42,000円
		第2区画		5,040円	8,190円	9,135円	18,900円
	第1会議室			1,680円	2,625円	2,940円	6,195円
	第2会議室			1,575円	2,520円	2,940円	5,985円

会 議 室	第3会議室	2,415円	3,780円	4,200円	8,820円
	第4会議室	2,625円	4,095円	4,620円	9,660円
	第5会議室	2,625円	4,095円	4,620円	9,555円
	第6会議室	2,520円	3,885円	4,410円	9,135円
	第7会議室	2,625円	4,095円	4,725円	9,765円
	第8会議室	1,260円	1,890円	2,205円	4,515円
	第9会議室	5,985円	9,450円	10,605円	22,155円
	第10会議室	3,675円	5,775円	6,510円	13,650円
談話室		3,780円	5,775円	6,510円	13,650円
練習室		1,050円	2,100円	2,415円	4,935円
大練習室		3,675円	7,455円	8,505円	17,430円
屋 外 広 場	面積単位で使用する 場合	午前8時から午後10時まで 1区画につき1,050円 午後10時から翌日の午前8時まで 1区画につき 1,050円			
	車単位で使用する 場合	1台当たり初めの1時間を250円とし、以後30分 につき150円とする。ただし、午後10時から翌日の午 前8時までの間の使用料の額が、1,000円を超える ときは、その間の使用料の額については、1,000円 とする。			

別表第6項中「(別館において使用する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市立安江金箔工芸館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第12号

金沢市立安江金箔工芸館条例の一部を改正する条例

金沢市立安江金箔工芸館条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 位置 金沢市東山1丁目3番10号

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第13号

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中	3日間パスポート	1枚につき800円	最初に利用した日から起算して3日間	を

1日パスポート	1枚につき500円	利用した日	に改める。
3日間パスポート	1枚につき800円	最初に利用した日から起算して3日間	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市異業種研修会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第14号

金沢市異業種研修会館条例の一部を改正する条例

金沢市異業種研修会館条例（平成11年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表その1第1項の表中 「情報化研修室」 を 「第5研修室」 に改め、同その1第

3項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市生きがい情報作業センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第15号

金沢市生きがい情報作業センター条例の一部を改正する条例

金沢市生きがい情報作業センター条例（平成10年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市小立野生きがい情報作業センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第16号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項を削る。

第31条第1項第1号中「第313条第3項」を「同法第313条第3項」に、「山林所得金額の算定」を「山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この号において同じ。）の算定」に、「山林所得金額の合算額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額」に改め、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加える。

附則第4条及び附則第5条を削る。

附則第6条中「「第313条第3項」とあるのは」を「「同法第313条第3項」とあるのは」に改め、同条を附則第4条とする。

附則第7条から附則第11条までを削り、附則第12条を附則第5条とする。

附則に次の1条を加える。

(保険料の減免の特例)

第6条 当分の間、第35条第1項の規定により保険料を減免する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第3項を削る改正規定及び附則に1条を加える改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成22年度分からの保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第17号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第36条第21号中「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の」を削り、「第22条第1項」の次に「又は第4項」を、「許可」の次に「又は当該許可の更新」を加え、同条に次の1号を加える。

(22) 土壤汚染対策法第23条第1項の規定による汚染土壤処理業の許可に係る汚染土壤処理施設の変更の許可

別表第3第37号の項中「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の」を削り、同表に次のように加える。

(38) 土壤汚染対策法第22条第4項の規定による汚染土壤処理業許可更新申請手数料	1件につき 224,000円
(39) 土壤汚染対策法第23条第1項の規定による汚染土壤処理業変更許可申請手数料	1件につき 222,000円

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第18号

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中

「
入場1回につき1時間
以内 400円
」

を

「
入場1回につき1時間
以内 300円
」

に、

「200円と」を「100円と」に、

「
200円券(11枚つづり)
2,000円

400円券(11枚つづり)
4,000円
」

を

「
100円券(11枚つづり)
1,000円

300円券(11枚つづり)
3,000円
」

に改め、同表第2項の表中

「
入場1回につき1時間
以内 300円
」

を

「
入場1回につき、30分
以内は無料とし、30分
を超え1時間30分まで
は300円とする。
」

に、

「1時間を」を「1時間30分を」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発行された改正前の別表第2の規定による金沢駅東駐車場の回数駐車券は、同日以後も、なおその効力を有する。

金沢市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第19号

金沢市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

金沢市違法駐車等の防止に関する条例（平成4年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は第49条の2第2項、第3項若しくは第5項後段」を「、第49条の3第2項若しくは第3項、第49条の4又は第49条の5後段」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月19日から施行する。

金沢市建築基準条例及び金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第20号

金沢市建築基準条例及び金沢市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

(金沢市建築基準条例の一部改正)

第1条 金沢市建築基準条例(昭和36年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「200,000円」を「500,000円」に改める。

(金沢市特別用途地区建築条例の一部改正)

第2条 金沢市特別用途地区建築条例(平成3年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「200,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第21号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成16年条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 建築基準法に基づく建築物等の用途等に関する制限(第3条—第17条)

第3章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限(第18条—第26条)

第4章 雑則(第27条)

第5章 罰則(第28条—第30条)

附則

第1章 総則

第1条中「含む。」の次に「及び景観法(平成16年法律第110号)第76条第1項」を加え、「及び用途」を「、用途及び形態又は色彩その他の意匠(以下「形態意匠」という。)」に改め、「の用途」の次に「及び形態意匠」を加える。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 建築基準法に基づく建築物等の用途等に関する制限

第3条を次のように改める。

(適用区域)

第3条 この章の規定は、地区整備計画等（法第68条の2第1項に規定する地区整備計画等をいう。以下同じ。）が定められている区域で別表第1に掲げるもの（以下「地区整備計画区域」という。）に適用する。

第4条中「以下「建築物等」と」を「以下この章並びに第28条第1項第1号及び第4号において「建築物等」と」に改める。

第12条の見出しを「（建築物の形態意匠の制限）」に改め、同条中「形態又は意匠」を「形態意匠」に改め、「地区整備計画区域」の次に「（第18条に規定する形態意匠制限区域を除く。）」を加える。

第17条第1項中「この条例」を「この章」に改める。

第19条の見出しを削り、同条第1項中「200,000円」を「500,000円」に改め、同項に次の3号を加える。

(5) 第20条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

(6) 第20条第5項の規定に違反して、建築物の建築等又は工作物の建設等の工事をした者

(7) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者

第19条第3項を削り、同条を第28条とする。

第18条を第27条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 罰則

第17条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

(適用区域)

第18条 この章の規定は、地区整備計画等において建築物等（建築物又は工作物（建築物を除く。以下この章及び第28条第1項第6号において同じ。）をいう。以下この章において同じ。）の形態意匠の制限が定められている区域で別表第3に掲げるもの（以下「形態意匠制限区域」という。）に適用する。

(建築物等の形態意匠の制限)

第19条 形態意匠制限区域内の建築物等の形態意匠は、地区整備計画等において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。ただし、景観法施行令（平成16年政令第398号）第11条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物等又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該建築物等又はその部分の形態意匠については、この限りでない。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7

(計画の認定)

第20条 形態意匠制限区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、

その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物等の計画を変更して当該行為をしようとする場合も、同様とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請をした者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る建築物等の計画が前条の規定に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請をした者に交付しなければならない。

4 市長は、第1項の認定をしようとするときは、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第46条に規定する金沢市景観審議会又は金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第37条の2第1項に規定する金沢市屋外広告物審査会の意見を聴くことができる。

5 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、申請に係る建築物の建築等又は工作物の建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。第28条第1項第6号において同じ。）は、することができない。

（違反建築物等に対する措置）

第21条 市長は、第19条の規定に違反した建築物等があるときは、建築等工事主（建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。）若しくは建設等工事主（工作物の建設等をする者をいう。以下同じ。）、当該建築物の建築等若しくは工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る建築物若しくはその敷地内又は工作物若しくはその存する土地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る建築物若しくはその敷地又は工作物若しくはその存する土地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わ

ないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(違反建築物等の設計者等に対する措置)

第22条 市長は、前条第1項の規定による処分をした場合においては、規則で定めるところにより、当該処分が建築物の建築等に係る場合にあつては当該処分に係る建築物の設計者（その者の責任において、設計に関する図書を作成した者をいう。以下この章において同じ。）、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業をいう。）に係る取引をした宅地建物取引業者（同条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、当該処分が工作物の建設等に係る場合にあつては当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を建設業法の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に、それぞれ通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の建築物等に対する認定等に関する手続の特例)

第23条 国又は地方公共団体の建築物等については、前3条の規定は適用せず、次項から第6項までに定めるところによる。

- 2 形態意匠制限区域内において建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る建築物等の計画が第19条の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めたときにあつては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めたとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあつてはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。
- 4 第20条第4項の規定は、前項の規定により同項の建築物等の計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 5 第2項の規定による通知に係る建築物の建築等又は工作物の建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。）は、第3項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 6 市長は、国又は地方公共団体の建築物等が第19条の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物等を管理する国の機関等に通知し、第21条第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(工事現場における認定の表示等)

第24条 形態意匠制限区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建築等工事主又は建設等工

事主、設計者、工事施工者（建築物等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下この章において同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第20条第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

- 2 形態意匠制限区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第20条第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

（適用の除外）

第25条 第19条から前条までの規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。

- (1) 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された建築物等
 - (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物等
 - (3) 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物等
 - (4) 石川県文化財保護条例（昭和32年石川県条例第41号）第4条第1項の規定により石川県指定有形文化財として指定された建築物等又は同条例第31条第1項の規定により石川県指定史跡、石川県指定名勝若しくは石川県指定天然記念物として指定された建築物等
 - (5) 金沢市文化財保護条例（昭和48年条例第8号）第5条第1項の規定により金沢市指定文化財として指定された建築物等
 - (6) 第2号、第4号又は前号に掲げる建築物等であったものの原形を再現する建築物等で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
 - (7) 地下に設ける建築物等
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物等として規則で定めるもの
- 2 形態意匠制限区域に係る第19条の規定の施行若しくは適用の際又は形態意匠制限区域に係る地区計画等に関する都市計画が変更された際現に存する建築物等又は現に建築等の工事中の建築物若しくは建設等の工事中の工作物が、同条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はその部分については、同条から前条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物等又はその部分については、適用しない。
- (1) 地区計画等に関する都市計画の変更前に第19条の規定に違反している建築物等又はその部分
 - (2) 第19条の規定が施行され、若しくは適用され、又は地区計画等に関する都市計画が変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物等
 - (3) 第19条の規定が施行され、若しくは適用され、又は地区計画等に関する都市計画が変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物等の当該工事に係る部分

（報告及び立入検査）

第26条 市長は、この章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、

建築物等の所有者、管理者若しくは占有者、建築等工事主若しくは建設等工事主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者に対し、建築物の建築等若しくは工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、建築物の敷地若しくは工作物の存する土地若しくは工事現場に立ち入り、建築物等、建築材料その他建築物等に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 雑則

本則に次の2条を加える。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第24条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者
- (2) 第26条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第26条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条（第28条第1項第7号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

別表第1に次のように加える。

56	パークサイド四十万地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画パークサイド四十万地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
57	南森本地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画南森本地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
58	高柳地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画高柳地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2中「形態又は意匠」を「形態意匠」に改め、同表に次の3号を加える。

56 パークサイド四十万地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	次に掲げるもの以外のもの (1) 専用住宅 (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所 (3) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）

		<p>ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 理髪店又は美容院を営む店舗</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(5) 集会所</p> <p>(6) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(7) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁面等から道路境界線又は隣地、緑地、水路若しくは調整池（以下この表において「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、0.8メートルとする。</p> <p>2 隣地の境界線に係る壁面等の後退において、当該隣地の所有者の同意がある場合は、前項の規定にかかわらず、壁面等から当該隣地の境界線までの距離の最低限度は、0.5メートルとする。</p> <p>3 道路境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分（壁面等から道路境界線又は隣地等の境界線までの距離の最低限度に満たない距離にある建築物の部分という。以下この表において同じ。）に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の独立した車庫については、第1項の規定は、適用しない。</p> <p>4 隣地等の境界線に係る壁面等の後退において、壁面後退部分に係る床面積の合計が5平方メートル以内であり、かつ、軒の高さが3メートル以下の附属建築物については、第1項の規定は、適用しない。</p>
	垣又はさく	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁

	の構造の制限	<p>面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。)外に設ける場合を除く。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。)</p>
--	--------	--

57 南森本地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	<p>(1) 畜舎又はサイロ</p> <p>(2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(4) ゴルフ練習場、バッティング練習場、カラオケボックス(コンテナに類する形状のものに限る。)又は倉庫業を営む倉庫</p> <p>(5) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(6) 葬儀場</p> <p>(7) 風営法第2条第1項第5号から第7号までに掲げる営業の用に供する建築物</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の壁面等から道路境界線(一般国道8号については、都市計画道路森本野々市線の計画道路の境界線とする。)又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>(2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>(3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの(透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。)</p>

58 高柳地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
全域	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) ゴルフ練習場、バッティング練習場、カラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。）又は倉庫業を営む倉庫 (5) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	敷地面積の最低限度	250平方メートル
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは用水の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路、隣地又は用水に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.1メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.1メートル以下のものに限る。）

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第18条関係）

	名 称	区 域
1	パークサイド四十万地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画パークサイド四十万地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
2	南森本地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画南森本地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
3	高柳地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画高柳地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第22号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第37条の2の次に次の1条を加える。

（個室型店舗の避難管理）

第37条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

第42条中「又はディスコ等」を「、ディスコ等又は個室型店舗」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存するカラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中の個室型店舗のうち、改正後の第37条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年6月30日までの間は、適用しない。

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第23号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年(2010年)3月25日 印刷
平成22年(2010年)3月25日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)